

○箕面市立総合運動場条例施行規則

平成十七年七月七日

教委規則第二十一号

(平成八年教委規則第四号を全部改正)

改正 平成一七年八月一二日教委規則第二二号

平成二〇年一〇月二〇日教委規則第二四号

平成二三年九月一五日教委規則第一九号

平成二六年二月二八日教委規則第一号

平成二七年三月三一日教委規則第三八号

令和二年二月二七日教委規則第五号

令和二年三月三一日教委規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立総合運動場条例(平成十七年箕面市条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定手続に必要な書類)

第二条 条例第四条第三項の箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)が定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類
- 二 法人その他の団体の役員名簿
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類
- 四 法人その他の団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書
- 五 法人その他の団体の事業の概要が分かる書類

(変更の届出)

第三条 条例第六条の委員会が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法人その他の団体の定款その他これに類する書類の記載事項
- 二 法人その他の団体の役員
- 三 法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

(市民体育館等の利用申込手続)

第四条 次に掲げる施設(以下「市民体育館等」と総称する。)について条例第九条第一項前段の許可を受けようとする者(個人が単独で利用しようとする場合を除く。以下「申請

者」という。)は、指定管理者に施設利用許可申請書(様式第一号。以下「許可申請書」という。)を提出しなければならない。

- 一 箕面市立第一総合運動場市民体育館
- 二 箕面市立第一総合運動場武道館
- 三 箕面市立第一総合運動場市民テニスコート
- 四 箕面市立第一総合運動場市民野球場
- 五 箕面市立第二総合運動場市民体育館
- 六 箕面市立第二総合運動場市民テニスコート
- 七 箕面市立第二総合運動場市民多目的グラウンド

2 利用の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、当該期間を変更することができる。

- 一 国、地方公共団体及び市民(市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人であって複数若しくは団体に利用するもの又は市内に所在する団体(営利団体を除く。)をいう。)が利用する場合 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の三月前の十一日から利用日まで
- 二 前号以外の者が複数又は団体に利用する場合 利用日の属する月の一月前の初日から利用日まで  
(予約の方法等)

第五条 指定管理者は、前条に規定する申請(同条第二項第一号に掲げる場合に限る。)の申請を円滑に行うため、あらかじめ市民体育館等の利用に係る予約を受け付けることができる。この場合において、受付期間は、利用日の属する月の三月前の初日から十日までとする。

2 指定管理者は、前項の予約については、インターネットを利用する方法(箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則(平成十九年箕面市規則第七十六号)第一条に規定する公共施設予約システム(以下「公共施設予約システム」という。))を用いる方法に限る。以下同じ。)により、又は窓口において受け付けるものとする。

3 指定管理者は、第一項の予約があったときは、抽選等の方法により利用日の属する月の三月前の十一日において決定するものとする。

- 4 申請者は、前項の規定により予約が決定したときは、当該決定を指定管理者から送信された電子メールにより確認し、又はインターネットを利用する方法により、若しくは窓口において確認しなければならない。
- 5 利用の許可の申請は、第三項の規定による予約の決定後、受け付けるものとする。この場合において、同項の規定により予約が決定した利用の許可の申請が優先されるものとする。
- 6 第三項の規定により予約が決定した場合において、利用日の属する月の三月前の十八日までに利用の許可の申請がされないときは、指定管理者は、当該予約の決定を取り消すものとする。

(利用の許可)

第六条 指定管理者は、許可の申請があったときは、これを審査し、利用を許可するときは、申請者に対して施設利用許可書（様式第二号）を交付するものとする。

(個人利用の場合の利用手続)

第七条 市民体育館等（指定管理者が認める施設に限る。）を個人が単独で利用しようとする場合（指定管理者が認める場合に限る。）は、前三条の規定にかかわらず、当該個人は、利用料金を納付し、箕面市立総合運動場利用券（様式第三号。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

(市民プールの利用手続)

第八条 箕面市立第一総合運動場市民プール及び箕面市立第二総合運動場市民プール（以下「市民プール」という。）を利用（専用的利用を除く。）しようとする者は、利用料金を納付し、箕面市民プール利用券（様式第四号）の交付を受けなければならない。

- 2 市民プールの専用的利用をしようとする者は、利用しようとする日の二月前の日の属する月の初日までに許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、市民プールの専用的利用を許可したときは、施設利用許可書を交付するものとする。

(申請及び許可の特例)

第九条 インターネットを利用する方法による利用の許可の申請については、第四条第一項の規定にかかわらず、申請者が公共施設予約システムを利用した所定の手続により行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請があった場合は、第六条の規定にかかわらず、指定管理者は許可を決定するときは公共施設予約システムを利用して決定した旨を表示し、申請者はその旨を公共施設予約システムを利用した所定の手続で確認しなければならない。
- 3 前項の規定による手続を行ったとき（申請者が前項の確認を怠った場合を含む。）は、申請者が利用の許可を受けたものとみなす。
- 4 第二項の規定により利用が許可されたことについて文書の交付を申請者が申し出たときは、指定管理者は、利用日までの間に第六条の施設利用許可書に準じた文書を発行することができる。

（利用の許可の変更）

第十条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第九条第一項後段の規定により許可を受けた事項を変更する場合は、新たに許可申請書を提出しなければならない。

- 2 第四条第二項及び第六条の規定は、前項の規定により利用者が許可を受けた事項を変更する場合について準用する。

（特別の設備の設置等）

第十一条 箕面市立総合運動場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第十一条の規定により特別の設備の設置等の許可を受けようとするときは、その内容を記載した書類を許可申請書に添付するものとする。

- 2 指定管理者は、特別の設備の設置等の許可に際し、原状回復等必要な条件を付けることができる。
- 3 特別の設備の設置等及びその原状回復等に係る費用は、すべて利用者の負担とする。

（利用の取消し又は変更）

第十二条 利用者は、利用の必要がなくなったときは、速やかに利用の取消しを指定管理者に申し出なければならない。

- 2 利用者は、許可を受けた後に利用申請書に記載された事項又はシステムに登録された事項及び利用の条件は変更できない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 システムにより利用申込手続きを行った利用者は、システムにより利用許可の取消しを届け出ることができる。
- 4 利用する日の十四日前までに、前項の規定による申請があった時は、指定管理者は、当該利用許可に係る利用料金を徴収しない。

(予約等の制限)

第十三条 指定管理者は、利用者が前条の届出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことが複数回あった場合で指定管理者が施設の円滑な管理運営上必要と認めるときは、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び前条の届出をせずに利用しないこと又は申請内容と異なる利用をしたことがあった場合も、同様とする。

2 指定管理者は、利用者が次条の利用料金を納付しないで利用したことが複数回あった場合は、当該利用者に係るそれ以後の利用に係る予約の受付及び許可の申請の受付を指定管理者が必要と認める間停止することができる。当該停止期間の終了後、当該利用者が再び次条の利用料金を納付しないで利用したことがあった場合も、同様とする。

(利用料金の納付)

第十四条 利用者は、条例第十五条第一項の規定により、利用の許可を受けた日から利用日までの間に利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者が認めるところにより利用者が利用料金を口座振替により納入することとしている場合は、前項の規定にかかわらず、利用の許可を受けた日以後の所定の口座振替日に利用料金を納付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の納付期限を延長することができる。

(利用料金の減額又は免除)

第十五条 条例第十五条第五項の箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定管理者が条例第二条の事業のために利用する場合 十割
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者又はこれに準ずると委員会が認める者が公益を目的に利用する場合 十割
- 三 国及び他の地方公共団体が公用又は公益のために利用する場合 五割
- 四 市内に所在する学校、幼稚園、保育所、認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所のうち市が設置したものの以外のもので教育又は保育を目的として利用する場合 五割

五 市内に事務所を有する公益を目的とする団体又は社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体のうち、委員会が認めるものがその目的のために利用する場合 五割

六 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があった場合 十割

七 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める割合

2 前項第五号の規定は、利用料金のうち照明の利用に係るものについては、適用しない。

3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、箕面市立総合運動場利用料金減額・免除申請書(様式第五号)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、第一項第六号に掲げる場合は、この限りでない。

(利用料金の還付)

第十六条 条例第十五条第六項ただし書の委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 災害等により市が第四条第一項の各号に掲げる施設を利用する必要があるとき 全額

二 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額

三 利用日の十四日前までに利用者から利用の取消しの申出があったとき 全額

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 指定管理者が決定する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、その理由が生じた日から五日以内に箕面市立総合運動場利用料金還付申請書(様式第六号)を指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、箕面市立総合運動場の管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の箕面市立総合運動場条例施行規則(平成八年箕面市教育委員会規則第四号)の様式により作成した用紙で残存するものについては、所要の調整を行った上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一七年教委規則第二二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第二四号）

（施行期日）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第一九号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年教委規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

（箕面市スポーツ施設情報システム利用者カード交付規則の廃止）

- 2 箕面市スポーツ施設情報システム利用者カード交付規則（平成十四年箕面市教育委員会規則第四号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 改正後の箕面市立総合運動場条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年六月一日以後の市民体育館等の利用について適用し、同日前の市民体育館等の利用については、改正前の第五条の規定を除き、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成二十六年五月三十一日までの間に行う市民体育館等の利用申込手続（同月一日から三十一日までの間に市民体育館等を利用する場合を含む。）については、新規則の相当規定を適用する。
- 5 前二項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に許可を受けた平成二十六年六月一日以後の市民体育館等の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年教委規則第三八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第八号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



様式第2号(第6条関係)

施設利用許可書

館名

様

次のとおり利用を許可します。

許可番号	発行年月日	
申請者 住所	申請年月日	
氏名		
電話番号		
利用者番号		
責任者 住所		
氏名		
電話番号		
利用年月日 明細状況	施設 利用内容	利用料金
<b>【理由】</b>		

様式第3号(第7条関係)

番号	日付	区分(大人・小人)金額
		市章
箕面市立総合運動場利用券		
箕面市立総合運動場 指定管理者		

様式第4号(第8条関係)

番号	日付	区分(大人・小人)金額
		市章
箕面市民プール利用券		
箕面市立総合運動場 指定管理者		





様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 15 条関係)

様式第 6 号 (第 16 条関係)